

割賦販売法の一部を改正する法律要綱

〔 〕は平成三十年六月一日に施行することとする部分。なお、附則第六条及び第七条関係を除くものとする。

第一 信用購入あつせん

一 包括信用購入あつせん

1 包括信用購入あつせん関係販売業者等が包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する等の契約を締結した際の書面交付義務を情報提供義務に代え、購入者等から求められたときは書面交付しなければならないものとする。 (第三十条の二の三関係)

2 包括信用購入あつせん業者による営業保証金の供託及びその関連規定を廃止するものとする。 (第二十四条の二、第二十五条の二及び第二十五条の三関係)

(第二十四条の二、第二十五条の二及び第二十五条の三関係)

二 個別信用購入あつせん

1 個別信用購入あつせん関係販売業者等が電話勧誘行為により通常必要とされる分量を著しく超える商品等の個別信用購入あつせん関係販売契約等の申込みを受けた場合等において、当該契約の申込者

等は、当該契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等を行うことができるものとする。

(第三十五条の三の十二関係)

2 個別信用購入あつせん関係販売業者等が訪問販売等において個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し不実のことを告げる等の行為をしたことにより購入者等が誤認をして当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合の取消権に係る消滅時効の期間について、六月から一年とするものとする。

(第三十五条の三の十三関係)

第二 | クレジットカード番号等の適切な管理等

一 | クレジットカード番号等の適切な管理

クレジットカード等購入あつせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置等を講じなければならないものとする。

(第三十五条の十六関係)

二 | クレジットカード番号等取扱契約

1 | クレジットカード番号等取扱契約の締結は、登録を受けた法人でなければ、業として行つてはなら

ないものとする。

(第三十五条の十七の二から第三十五条の十七の十四まで関係)

- 2 | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約の締結をしようとする場合又は締結した場合には、販売業者等に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項その他の経済産業省令で定める事項について調査し、必要な措置を講じなければならないものとする。

(第三十五条の十七の八関係)

- 3 | クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第三十五条の十七の九関係)

- 4 | クレジットカード等購入あつせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第三十五条の十七の十五関係)

一 認定割賦販売協会の認定及び業務

1 認定割賦販売協会の業務に、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止に資する業務を追加するものとすること。
(第三十五条の十八関係)

2 会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止のために必要なクレジットカード等購入あつせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、認定割賦販売協会に報告しなければならないものとすること。
(第三十五条の二十関係)

第四 罰則

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の無登録営業等について罰則を定めることその他の所要の規定を整備すること。
(第四十九条から第五十五条まで関係)

第五 その他所要の規定を整備すること。

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

ものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

(附則第二条から附則第十三条関係)